

議 事 内 容

専務理事

ご案内しておりました時間となりましたので、第45回常設審議委員会を始めさせていただきます。

さて、本日は、審議委員の総数19名に対し12名の出席をいただいています。常設審議委員会運営規程第11条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。

それでは、開会に当たりまして、坂井会長にご挨拶をお願いします。

坂井会長

第45回常設審議委員会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。

令和になって最後の常設審議委員会となりました。皆さん、今年はどうな年だったでしょうか。

ご承知のとおり、5月になって新しい年号となり、国民の皆さんも心躍らせるところもあったかと思えますけれども、お正月頃は非常に穏やかでしたが、5月の末からは佐賀地区ではダムの水がないということで干ばつの様相を呈し、かなり厳しい農業情勢の中で、台風の襲来、集中豪雨と厳しい一年でございました。

ただ、農業関係でよかったことは、12月前後から晴天が続きまして、平坦部では玉ねぎの作付け、麦の作付けというのが非常に順調にいったかなと思えます。

今年は米の作況指数も例年にないような58という厳しい年でありました。今年の反省をしながら、来年こそはいい年でありたいと思えます。

ところで、本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第4条2件、第5条・9件のほか、新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定等に向けた要請、令和元年佐賀豪雨等被害対策事業を議題としています。

どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。

専務理事

ありがとうございます。

審議に入ります前に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告いたします。

農業会議事務局	(前回の審議案件について、資料1により報告。)
専務理事	それでは、審議に入りたいと思いますが、議長を坂井会長にお願いします。
議長	それでは、ただ今から議事に入ります。 議事録署名者として、小城市・貝原委員と白石町・川崎委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。
議長	それでは、農地法第4条及び第5条の規定による意見聴取に入ります。 一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局から、説明をお願いします。
議長	まず、〇〇農業委員会から2件続けてお願いします。
〇〇農業委員会	〇〇農業委員会です。 整理番号4-1、〇〇〇〇申請の植林への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。 整理番号4-2、〇〇〇〇申請の植林への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。
議長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	〇〇農業委員会です。 整理番号5-1、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地のうち、425-2、425-3については、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地、426-3、426-4については、水管、下水道管又はガス管のうち

2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存することから第3種農地と判断され、425-2、425-3については、申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの（第1種農地の占める割合は3分の1を超えず）に該当し、426-3、426-4については許可しうることから、許可相当と判断しております。

議長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-2、〇〇〇〇申請の宅地分譲用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

なお、申請地は「50戸連たん制度」により県より区域指定を受けた農地となっております。50戸連たん制度とは、市街化調整区域において、50戸以上の建築物が敷地と敷地間の距離50m以内で連たんしている区域であれば、県の指定を受けることによって特定の開発や建築を許可できるようになる制度です。平成30年4月10日より当市町で制度運用しており、当市町では〇〇町の一部のみを対象区域とし、農用地、甲種農地、第1種農地といった優良農地は区域指定から除外されております。また、共同住宅の開発や建築は不可としております。

議長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-3、〇〇〇〇申請の工業団地用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施工に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、地域整備法に該当するものその他地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に

従って行われる場合は許可しうることから、許可相当と判断しております。

議 長

次に、〇〇農業委員会から2件続けてお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-4、〇〇〇〇申請の店舗用地への転用において、申請地は都市計画法第8条第1項第1号に定める用途地域であることから第3種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。

整理番号5-5、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施工に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものである場合は許可しうることから、許可相当と判断しております。

議 長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-6、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は都市計画法第8条第1項第1号に定める用途地域であることから第3種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。

議 長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-7、〇〇〇〇申請の店舗及び工場用地への転用において、申請地は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号5-8、〇〇〇〇申請の太陽光発電施設及び資材置場・駐車場用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議 長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。

整理番号5-9、〇〇〇〇申請の工事現場事務所・駐車場及び資材置場等用地への一時転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議 長 第4条関係2件、第5条関係9件について説明がありました。ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議 長 はじめに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員 (意見・質問・異議なし)

議 長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委 員 一 同 (全員挙手)

議 長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議 長 次に、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

- ○ 委 員 クヌギを5,000本植林とのことですが、住宅とクヌギの間はどのぐらい離れていますか。
- 〇〇農業委員会 住宅に隣接しておりますので、そんなに距離はないと思われます。
- ○ 委 員 距離はどのぐらいですか。
- 〇〇農業委員会 間に3mから4m位の道路がありましたので、その位は離れることとなります。
- 議 長 他にご質問ございませんか。
- ○ 委 員 資金計画の中で整地費が200万円程計上されていますが、クヌギが成木になったときの運搬費用なのか確認をさせてください。
- 〇〇農業委員会 現地の北側の半分ぐらいは雑木が生い茂っており、まずはそこを伐採してしまわないと植林ができない状況にあります。その伐採費用として、整地費が上げられています。
- ○ 委 員 分かりました。
- 議 長 他にございませんか。
- 常設審議委員 (意見・質問・異議なし)
- 議 長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 委 員 一 同 (全員挙手)
- 議 長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
- 議 長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の宅地分譲用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇 〇 委 員	50戸連たん制度について、当市町でこの〇〇地区が第1号だと理解してよいのでしょうか。
〇〇農業委員会	そのとおりで、第1号で今のところここだけになっております。
〇 〇 委 員	ありがとうございました。
議 長	他にありませんか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の工業団地用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それ

では、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の店舗用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 図面で申請地の上にレオパレスがありますが、その道路の上下は田んぼになっているのですか。

〇〇農業委員会 申請地の北側は、22ページの資料では田んぼになっておりますけれども、ここはパチンコ屋が建っており宅地となっております。西側の南のバイパス沿いも宅地化されており、その北は田となっております。図面が古くてすみません。

議長 他にございませんか。

〇〇委員 賃借権が切れた時の取扱いについて、何か明記されていれば教えてください。

〇〇農業委員会 契約書を確認しましたが、賃借権が切れた場合については何も規定がありません。

〇〇委員 分かりました。

坂井議長 他に質問ございませんか。

〇〇委員 参考事項のその他のところで、市町有財産譲渡申請済との記載があります。この市町有財産というのは、例えば里道があったりとかそういうものかと想像しますが、別に何かありましたら教えてください。

〇〇農業委員会 22ページの図面を見ていただきますと、バイパス沿いの三角の畑のマークのところと田の間にかつて里道がありました。これについて、払い下げの手続きをしてくださいと指導をしておりましたので、その分が地番が付いて雑種地となり、その譲渡申請をされているということになります。

- 〇〇委員 ありがとうございます。
- 議長 他にございませんか。
- 常設審議委員 (意見・質問・異議なし)
- 議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 委員一同 (全員挙手)
- 議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
- 議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 常設審議委員 (意見・質問・異議なし)
- 議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 委員一同 (全員挙手)
- 議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
- 議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の宅地分譲用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 〇〇委員 図面を見ると真ん中辺に道路がありますが、その左下の1999-2と2000-2は水田ですか。
- 〇〇農業委員会 転用地の左下に隣接しているのは水田です。
- 〇〇委員 東側に水路がありますが、転用地には暗渠のパイプラインが入っているのかいないのか、どうでしょうか。前回も尋ねましたが、

宅地転用については、既存のパイプラインがそのままあったとしたら、宅地になったときに壊れたりしてももう掘れないんですね。宅地所有者の認可を取らないと新しく入れ替えたりができません。もしパイプラインがあったとしたら、外出して認可をして欲しい。以前、うちの市町内のユートクで既存のパイプラインをそのままの形で入れて宅地造成しており、2～3年前、一番大事な水を上げるときにそれがパンクしました。そこは駐車場等に行っているので簡単に掘れないんです。掘らせてくれと頼んだのですが、商売をしているので全部掘ってしまったらお客さんが来れなくなるじゃないかと、そんな問題になりました。ですから、こういう宅地申請が出たときには、パイプラインが中に入っているなら必ず新設して道路際に出すというような条件を付けていかないと、後々大変なことになります。そのことをお聞きします。

〇〇農業委員会 お答えになっているか分かりませんが、排水については、1997年に隣接して側溝が入る形になっておりまして、それについて1997年の所有者の同意は取っています。

〇〇委員 私が聞いているのは排水の話ではないですよ。パイプラインが地中に入っていたときに、何かあったら周りの農業を潰してしまうということです。

〇〇農業委員会 この場所は、土地改良事業が一切何も入っていない場所なので、それはないと認識しています。

〇〇委員 入っていないんですね。

〇〇委員 当市町は平坦部がほとんどありませんので、パイプラインはほとんど入っていないです。

〇〇委員 過去にそういうことがありましたもので、宅地転用の場合は私どもの農業委員会でも気をつけています。

議長 他にご質問ございませんか。

常設審議委員 (意見・質問・異議なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の店舗及び工場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	ご参考までに、パイプラインについては図面の上のコメリのところから申請地の中に入ってございまして、道路に移してもらうようにしております。
議長	残された用地の用水路の確保というのは重要なことですね。他にご質問等ありませんか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として武雄市農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の太陽光発電施設及び資材置場・駐車場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の工事現場事務所・駐車場及び資材置場等用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	以上、本日意見を求められた第4条関係2件、第5条関係9件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。
専 務 理 事	農業委員会事務局の皆さま、議案の説明ありがとうございました。農地法に基づき意見を求められた案件の審議は終わりましたので、お急ぎであれば、ここでご退席いただいても構いません。
議 長	続きまして、次の項目に移ります。 「新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定等に向けた要請」について、農業会議事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局	(資料2により説明。)
議 長	皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見交換)
議 長	続きまして、次の項目に移ります。 「令和元年佐賀豪雨等被害対策事業」について、農業会議事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局	(資料3により説明。)
議 長	皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員	(意見交換)
議長	それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。
専務理事	ありがとうございました。 最後に、その他の項目に移ります。
農業会議事務局	(その他の項目について、資料4により説明。)
専務理事	以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。 なお、今回は、1月15日となっておりますので、御予定をお願いいたします。お疲れ様でした。

14時50分